破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０５号
盛岡市三本柳５地割33番地27　エクセル都南201号、旧住所盛岡市西仙北２丁目10番19号サンハイツ小中島Ｃ―101号
債務者　屋宮由希子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６８号
仙台市太白区三神峯２丁目２番28号　ゴールデンハイツ岩谷Ｅ棟206
債務者　大内　純子（旧姓本郷）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
福島県いわき市遠野町根岸字横道184番地の４
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２９２号
広島市中区住吉町14番１―601号
債務者　鳴尾　典恵
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１６号
広島市安佐北区真亀４丁目４番46―502号
債務者　長島　弥生
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２８号
広島県廿日市市平良１丁目14番11―302号
債務者　上田タロウこと　ＵＥＤＡ　ＳＥＲＧＩＯ　ＴＡＲＯ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８２号
広島市安佐南区東原２丁目１番18号
債務者　中邨みどり
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
広島県庄原市西本町２丁目９番18号
債務者　加々見淳子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１７号
広島県安芸高田市甲田町上甲立377番地３
債務者　宮本　　厚
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第８６号
香川県小豆郡土庄町甲1607番地７
債務者　庵本　沙織
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８７号
香川県高松市香川町大野2075番地18
債務者　大石　浩幸
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５００号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目18番20号ラーバンレジデンス　103号
債務者　平本　文雄
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５３５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈203番地５鷹巣ビル203号
債務者　福崎　　涼
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６０８号
福岡市中央区薬院２丁目３番10―902号
債務者　吉田　隆洋
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６４０号
福岡市中央区舞鶴１丁目２番33―303号
債務者　鶴田　侑希
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５２号
福岡県春日市一の谷５丁目７番地　三愛シティライフ春日７・402号
債務者　坂田　綾子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７０８号
福岡市西区野方６丁目30番10―205号
債務者　松尾由紀夫
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部